

家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程の一部を改正する消費者庁告示案 パブリックコメントの提出

2015年3月2日
せっけん運動ネットワーク
代表幹事 野々山理恵子

■対象

案件番号 235070022

「家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程の一部を改正する消費者庁告示案」に関する御意見募集

■本文

私たち、せっけん運動ネットワーク（旧称：協同組合石けん運動連絡会）は、全国の生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、NPO 法人などが集まって、およそ 35 年にわたり、いのちの根源となる水を守る運動を続けてまいりました。2015 年 2 月現在、62 の団体（正会員、準会員）が加盟しております。

今回、家庭用品品質表示法の中の洗濯絵表示を改訂するにあたっては、「国際基準 ISO 3758」に基づいた「JIS L0001」に則って絵表示を変更し、表示記号だけでは説明しきれない部分については、「付記用語」にて説明する、との内容が「JIS L0001」中に記載されています。

この付記用語の中の「中性洗剤使用」という表記について、私たち市民運動の立場から、意見を述べさせていただきます。

・「中性洗剤使用」の表記の廃止、又は変更をお願いいたします。

『中性洗剤』という言葉は、古くは「合成洗剤」を指すものでした。

現行「JIS L0217」の絵表示（番号 106）の中の「中性」に対応して、付記用語「中性洗剤使用」を記載するのかと思われますが、そもそも、『中性洗剤』という言葉は、同法律の「雑貨工業品品質表示規程」の中には存在せず、「国際基準 ISO 3758」の中にも対応する英語表記はございません。

「合成洗剤」と誤解を招く、付記用語「中性洗剤使用」は、はずしていただくよう、お願い申し上げます。

■募集期間、公布、施行

パブコメ募集期間 : 平成 27 年 1 月 19 日～ 2 月 18 日

公 布 予 定 : 平成 27 年 3 月

施 行 予 定 : 平成 28 年 12 月

以上